

「いしかわエンゼルプラン 2020」（案）に対する  
パブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和2年2月21日（金）～3月20日（金）
2. 寄せられたご意見 16件

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
1	<p>【受動喫煙防止等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内、同室内、自動車内などで子ども（胎児・妊婦）の受動喫煙防止が必要で、本プランの施策、あるいは県受動喫煙防止条例制定等で盛り込むようお願いする。</li> <li>・子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などで禁煙規定が不可欠である。</li> <li>・禁煙治療費の助成（特に子ども・妊婦など同居する喫煙者）、「健康づくりや子ども支援基金」の新設の検討してほしい。</li> <li>・「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切なため、重点化や強調をお願いする。</li> </ul>	<p>本プランでは、喫煙による妊婦や子どもへの影響などに関する正しい知識の普及啓発や、未成年者の喫煙防止の教育を推進することとしています。</p> <p>また、本プランは、健康増進法に基づく都道府県健康増進計画である「いしかわ健康フロンティア戦略2018」と整合性を図り策定しており、同戦略では、たばこ対策の実践を施策の方向性に位置付け、望まない受動喫煙防止対策に取り組んでいるところであり、本年4月の改正健康増進法の全面施行を踏まえ、今後も引き続きしっかりと取り組んでいきます。</p>
2	<p>【保育所等の利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟児の塾などに行かせるために0歳児の子どもを朝7時から預けても子育て支援の一環としてまかり通るのはおかしい。小さい子どもだからこそ、長時間施設で預かることは子どもたちの負担になる上に保育士の確保も大変となる。このため、問題のない家庭においては、早朝から保育所等を利用するのを是認しない方向を盛り込んでほしい。</li> </ul>	<p>保育所等の利用については、市町が、国の基準に基づき、保護者の就労状況等に応じて保育の必要性や利用時間の認定を行うこととなっており、その際は、保護者のニーズを把握したうえで、適切な認定に努めています。</p>
3	<p>【統合保育担当者の資格等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合保育担当者を保育士や看護師だけでなく、介護福祉士等の有資格者であることを認めてもらいたい。また、障害のある子どもだけでなく、児童相談所にかかっている子どもについても、加配を認めてほしい。</li> </ul>	<p>保育所は、障害のある子どもを含め、全ての子どもが共に育ち合う場であり、保育士が保育を担うこととなっています。</p> <p>また、統合保育（障害児保育）を担当する保育士については、実施主体である市町において、子どもの状況等に応じた適切な配置に努めています。</p>

4 ～ 13	<p>【夜間中学について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「4-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」に、夜間中学の設置を明記してほしい。また、数値目標として、R6年度に3校（サテライト含む）と明記してほしい。</li> <li>・「子どもの貧困対策に対する県の取組概要」の「1 教育の支援」で、夜間中学の設置促進・充実を「その他の教育支援」及び「主な取組」に明記してほしい。（10件）</li> </ul>	<p>夜間中学の設置については、毎年、各市町に確認していますが、これまでのところ、具体の要望は特にありません。</p> <p>なお、ご提案のありました夜間中学の件に関しては、今後、市町から相談が寄せられた段階で、教育課程の編成や教員の配置等について協議し、対応したいと考えています。</p>
14	<p>【社会的な支援が必要な子どもへの支援について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待死の統計データの4割は心中、2割は出産直後の殺害という実態を踏まえ、それに対応する対策に修正してほしい。</li> </ul>	<p>児童虐待の未然防止や早期発見をより一層推進していくため、本プランには、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実などを盛り込み、困難を抱える家庭への支援に取り組んでいくこととしています。</p>
15	<p>【性暴力・DV 被害者支援等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的施策として、「学校でのセクシュアル・コンセンストについての教育の充実」、「性暴力・DV 被害者支援の拡充」を明記してほしい。</li> </ul>	<p>本プランでは、学校における性に対する正しい知識の普及啓発や、性暴力も含め被害に遭った子どもに対する適切な相談や支援を行うこととしています。</p> <p>また、本プランは、本県の男女共同参画推進に関する基本的取組の方向と具体的施策を示す「いしかわ男女共同参画プラン 2011 改定版」と整合性を図り策定しており、同プランでは、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」を施策の方向に掲げ、性暴力被害を潜在化させないための相談窓口の周知や、配偶者等からの暴力の防止・若年層への予防啓発の推進等に取り組んでいるところであり、今後も引き続きしっかりと取り組んでいきます。</p>

16	<p><b>【男性の子育て参画の促進について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識啓発は、子育てをする男性への意識改革に限らず、企業の経営者や同僚といった子育てをしない男性・女性にもアプローチが必要と思う。</li> </ul>	<p>男性の子育て参画の促進には、当人のみならず、企業をはじめ、広く意識啓発を図る必要があると考えています。</p> <p>本プランに基づき、引き続き、企業の経営者や管理職等を対象に、男性も含めた社員の仕事と子育ての両立への理解とサポートに向けた啓発セミナーを開催するとともに、新たに、男性従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業を「パパ子育て応援企業」として認定し、その取組を周知するほか、キャンペーンを通じた意識啓発にも取り組んでいくこととしています。</p>
----	---	--